

令和5年12月6日

利子補給受給予定者 各位

大多喜町商工会
会長 高橋 喜彦



利子補給制度に係る申請書類の提出について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に対し格別のご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、大多喜町では、町内の事業者が日本政策金融公庫（国民生活事業）および千葉県制度融資の事業資金の融資を受けた場合、利子の一部を補給（助成）する利子補給制度があり、本制度を利用する場合は、商工会経由で町へ申請することになっております。

つきましては、本制度の利用を希望される方は下記書類を期日までに商工会事務局へ提出して下さるようお願い申し上げます。なお、期日までに提出がない方は、本制度を利用できない事を申し添えます。

記

1 提出先 大多喜町商工会

(商工会に申請のご相談をされる際には返済予定表等を必ずご持参ください。)

2 提出書類

①大多喜町中小企業経営改善資金等利子補給金交付申請書

(指定様式 下記 URL よりダウンロードできます。)

②返済状況確認書 (指定様式 下記 URL よりダウンロードできます。)

(申請初年度の方は融資日から令和5年12月31日迄の期間を金融機関が確認したもの。

申請2年目以降の方は、令和5年1月1日から12月31日(または、借入終了日もしくは借入より5年経過した日)迄の期間を金融機関が確認したもの。)

③町税納税証明書(町県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)

(令和5年度の町税納税証明書、**発行日は令和6年1月中のもの。**)

なお、法人事業者の方で決算期間の関係上、令和5年度の町税納税証明書が発行されない方は令和4年度の町税納税証明書。)

④借入申込書の写し

⑤金銭消費貸借契約書の写し

⑥返済予定表・返済表(将来の返済予定がわかるもの)の写し

⑦見積書(設備資金の場合)

⑧その他町長の認める書類

※上記の書類で既に商工会へ提出済みのものは結構です。

※様式ダウンロード URL <https://www.chibaken.or.jp/34otaki/>

3 提出期限 **令和6年1月17日(水) 厳守**

※提出のない方は、利子補給申請ができなくなりますので、希望される方は必ず提出願います。

注意

◎申請対象期間中(R5.1.1~12.31)の約定の返済をしている事が前提となります。

◎利子補給申請には町税の納税要件がございますので、納期限到来の町税を完納のうえ、町税納税証明書をお取りください。

◎法人事業者の方は法人名義での証明書等となります。

◎後日、実績報告書、交付請求書の提出が必要となります。(町宛)

◎**商工会員の方で、令和5年1月から12月までに日本政策金融公庫より借入された方は、商工会より返済状況確認書を一括して日本政策金融公庫へ交付請求させていただきますが、商工会へ返済予定表を事前に提出されていないと交付申請ができません。未提出の方は12月19日(火)午前中までに必ずご提出ください。**

◎**町の予算の関係上、申請額の全額が利子補給されない場合がございます。**